

飲食店テイクアウト・デリバリー 支援事業 第2弾 申請要項

1 趣旨

新型コロナウイルス感染拡大の影響を受ける飲食店を支援し、区民のテイクアウト又はデリバリー（出前）の利用促進につなげるため、区内の飲食店がテイクアウト・デリバリー商品に割引などの特典をつける消費者還元サービスを実施する際の経費を補助します。

2 申請要件

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業（※）及び個人事業主であって、文京区内に飲食店を有していること。
※個別の法律に規定される法人であって、資本金等の額又は常時使用する従業員の数が中小企業と同規模の者を含む。（例：特定非営利活動法人、一般社団法人、社会福祉法人等）
- (2) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）第52条第1項に基づく飲食店営業等の許可を受け、商品を店舗内で飲食させる事業者であること。
- (3) 営業に必要な許可等を全て有していること。
- (4) テイクアウト又はデリバリー（出前）で提供する商品において、消費者に利益を還元する施策（消費者還元サービス）を実施すること
- (5) 新型コロナウイルス感染拡大防止のための緊急事態措置又はまん延防止等重点措置により休業又は営業時間短縮の要請をされている施設においては、当該要請を遵守していること。
- (6) 暴力団（文京区暴力団排除条例（平成24年3月文京区条例第4号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）でないこと。
- (7) 代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団関係者に該当せず、また、これらに該当する者が経営に事実上参画していないこと。

**補助対象期間を延長しました。
(~~7月31日まで~~→8月15日まで)**

3 補助対象経費・補助額

令和3年6月1日（火）～8月15日（日）に発生した以下の経費

- ①消費者還元サービス（商品割引・サービス品の提供等）の実施に係る還元金額相当にあたる費用
- ②テイクアウト・デリバリーの実施に要する容器等の消耗品購入経費
（①を実施した場合に限る。）

【お願い】環境に配慮した容器等の購入にご協力ください。

①②の合計額を**上限15万円**まで補助。1店舗1回のみ。

（※1,000円未満の端数は切捨て）

**上限額を拡大しました。
(~~10万円~~→15万円)**

※既に補助金申請済みの店舗で、変更後の補助上限額（15万円）まで補助金の活用を希望される場合は、コールセンターへご連絡ください。

以下の申請書類を提出してください。(申請書類の返却はいたしません。)

- ① 申請書兼請求書(別記第1号様式)
 - 記入例を参照して記入してください。
 - 申請要件に全て該当しているかどうかを確認し、署名欄に事業者(店舗)の代表者の署名又は記名押印をしてください。
- ② 実績報告書(別記第2号様式)
 - 消費者還元サービスの実施内容の実績を記入例を参考に記入してください。(Excel 様式の表には計算式を入れてあります)
- ③ 営業に必要な許可等を取得していることが分かる書類
 - * 営業許可証等の写し(例:飲食店営業許可、酒類販売業免許 等)
- ④ 補助対象事業(消費者還元サービス)を周知したことが分かる書類
 - * サービス告知HP、SNSの画面コピー、店頭ポスター、チラシ、店内POP、サービス掲載済みの「文京ソコチカラ」店舗ページの画面コピー 等
 - ※商品割引の場合は、定価と割引後の価格が分かる書類を提出してください。
- ⑤ 補助対象消耗品購入経費の領収書
 - 容器等の消耗品購入経費を申請する場合には、領収証原本を台紙に貼り付けて提出してください。②の実績報告書への記入も必要です。
- ⑥ 支払金口座振替依頼書(別記第3号様式)
 - 請求者(=依頼人)と振込口座の名義人が異なる場合には委任状欄への記入・押印が必要です。

・ 申請書類のうち①②⑥の様式は、文京区ホームページ上の以下のページからダウンロードしてご使用ください。



QRコード

<https://www.city.bunkyo.lg.jp/tetsuzuki/coronakinkyukeizaitaisaku/takeout-delivery.html>

5 消費者還元サービスの例

例1 〈特別価格での商品の提供(商品割引)〉

通常のテイクアウト販売価格が700円のお弁当をワンコインランチとして500円で販売する。〔差額の200円＝還元金額相当分となります〕

〈注意〉還元金額相当分が1,000円までのものを本事業の補助金の対象とします。また、本体の販売価格が無料になる場合は対象外となります。

例2 〈サービス品を提供〉

○デリバリーを2,000円以上注文した場合に300円相当のサイドメニューをサービスでつける。〔サービス商品販売価格(300円)＝還元金額相当分となります。〕

○通常のテイクアウト販売価格が1,000円以上の商品を注文した場合に、200円相当のデザートをサービスでつける。〔サービス商品販売価格(200円)＝還元金額相当分となります。〕

〈注意〉商品よりも高額なサービス品は補助対象外となります。

上記の2つの例と異なる消費者還元サービスについては、補助対象とならない場合がありますので事前にご相談ください。

申請期間を延長しました
~~8月13日まで~~→8月31日まで

6 申請方法等

(1) 申請期間

令和3年6月10日(木)から 8月31日(火)まで

締切間際の申請の場合、補助金の決定・入金にかかる場合がありますのでご了承ください。

(2) 申請方法

郵送により申請書類を提出してください。

なお、簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で郵送してください。

8月31日(火)の消印有効です。

【宛先】〒112-8555 文京区春日1-16-21

文京区 経済課

飲食店テイクアウト・デリバリー支援事業 担当

7 交付決定等

(1) 申請書類を受け付けた後、その内容を審査の上、適正と認められるときは交付決定・補助金支給を行います。

(2) 申請書類の審査の結果、本補助金を交付する旨の決定をしたときは、後日、交付決定通知書を発送いたします。また、本補助金を交付しない旨の決定をしたときは、後日、不交付決定通知書を発送いたします。

8 その他

本補助金の交付決定後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、交付決定を取り消します。この場合、補助金を返還していただくこととなります。

[問合せ先]

文京区 経済課 緊急経済対策担当

TEL 03-5803-1173

新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、電話でのお問合せや郵送での
ご申請にご協力をお願いいたします。

① テイクアウト・デリバリーを実施している事業者の皆様へ

『**～文京区のお店紹介サイト～**』
『**文京ソコチカラ**』にご登録ください

文京区内の店舗等の情報を文京区ホームページの『文京ソコチカラ』に掲載しています。現在、350を超える店舗が登録しており、テイクアウトや出前が可能な店舗を探すこともできます。登録は無料で、テイクアウト・デリバリー支援事業補助金の申請に関わらず登録可能ですので、店舗のPRにぜひご活用ください。

『文京ソコチカラ』への掲載につきましては、**下記 URL からの登録**が必要となります。

店舗ご紹介ページURL

<https://bunkyosokojikara.com/>

登録用URL

<https://bunkyosokojikara.com/for-shop/>

② 『文京ソコチカラ』に登録済みの店舗の方へ

『**消費者還元サービス内容の**』
『**掲載のお願い**』

飲食店テイクアウト・デリバリー支援事業を活用して実施する消費者還元サービスの内容の掲載をお願いします。サービス内容詳細を下記アドレスにお知らせください。店舗ページに掲載させていただきます。その他店舗情報について変更が必要な場合は、併せてご連絡いただきますよう、お願いします。

修正用 アドレス

bunkyo.takeout.list@gmail.com